

社会福祉法人 香西会

役員ならびに評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 香西会(以下、法人という。)定款第8条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、役員ならびに評議員等に対し報酬及び費用弁償等を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の給与規程の適用を受けるものは、下記の報酬を支給しない。

- 2 非常勤の役員ならびに評議員等に対しては、その職務のため、実働が発生した場合は、次のとおりの報酬に、法令の定めるところによる源泉徴収税((1)を除く)を加算した金額を支給する。

(1)理事長	月額	200,000 円
(2)理事	日額	10,000 円
(3)監事	日額	10,000 円
(4)評議員	日額	10,000 円
(5)評議員選任・解任委員会委員	日額	20,000 円

(費用弁償)

第3条 法人の役員ならびに評議員が、業務のために出張等が発生した場合は、その費用を支給する。

- 2 出張に要する費用については、別に定める「役員等の旅費等及び慶弔に関する規程」に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 第2条の報酬のうち月額のものについては、毎月 25 日振込にて、日額のものについてはその都度、通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法第59条の2に従い公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に対し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

(施行日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 役員及び評議員の報酬等に関する規程(平成 28 年 3 月 26 日改定)は廃止する。